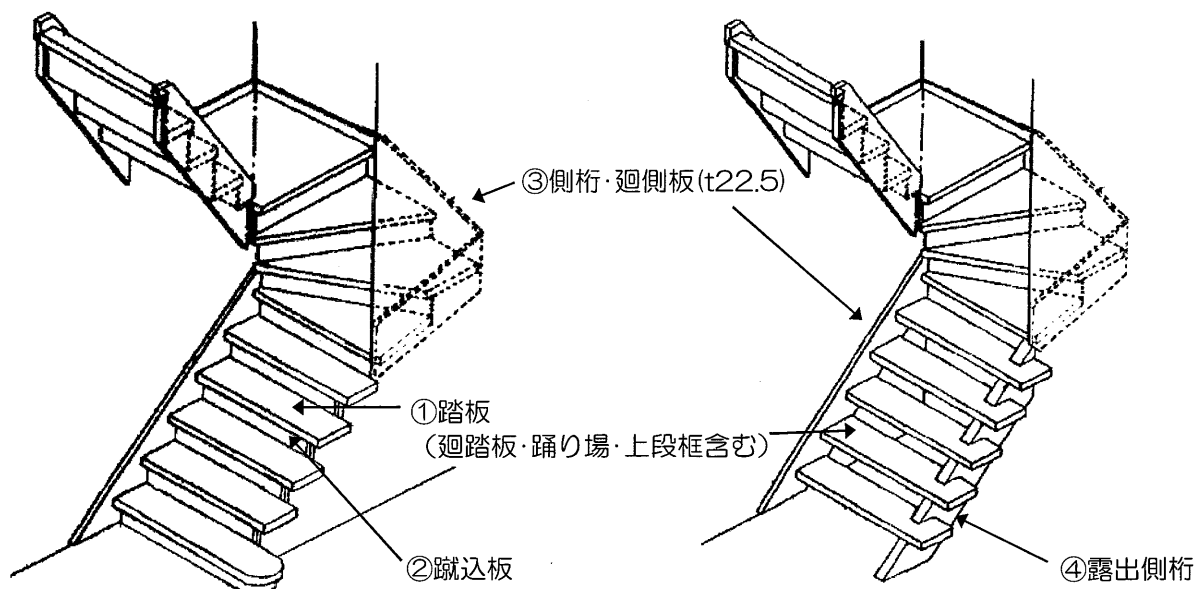


階段部材 ハピア階段 ベーシック柄 階段部材 ハピア階段 銘木柄 DAIKEN 階段部材 ハピア階段 トレンドウッド柄 階段部材 MY階段 階段部材 トリニティ階段 階段部材 モダンスタイル部材	F☆☆☆☆ (住宅部品表示ガイドラインによる)
---	--

この度はDAIKEN 階段部材をお買い上げいただき、誠にありがとうございます。本製品のホルムアルデヒド発散に関する性能担保は下の図表のようになっております。建築確認の際に本資料をご利用ください。

● 製品の構成とホルムアルデヒド発散区分



構成部位		表面材料	発散区分	備考
内装仕上部分 (化粧面)	①踏板	樹脂シート張MDF	規制対象外 (F☆☆☆☆)	国土交通省 大臣認定:MFN-0143
	②蹴込板	樹脂シート張合板 もしくは 強化紙張合板	規制対象外 (F☆☆☆☆)	国土交通省 大臣認定:MFN-0139 もしくは 国土交通省 大臣認定:MFN-0138
規制対象外 部位	③側板・廻側板 (t22.5)	樹脂シート張MDF	規制対象外部位	規制対象外(F☆☆☆☆) 同等品質材料を使用
	④露出側桁	樹脂シート張MDF もしくは 樹脂シート張集成材	規制対象外部位	規制対象外(F☆☆☆☆) 同等品質材料を使用
	巾木	樹脂シート張MDF	規制対象外部位	規制対象外(F☆☆☆☆) 同等品質材料を使用

※ひな段側板・オプション手摺部材は規制対象外部位となります

◎ 製品に関する情報・お問い合わせ

弊社お客様センター（施工説明書に記載）にお問い合わせいただくか、弊社ホームページ（<http://www.daiken.jp/>）をご利用下さい。



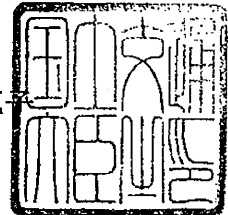
認 定 書

国 住 指 第 5 7 3号
平 成 15 年 6 月 16 日

大建工業株式会社

代表取締役社長 井邊博行 様

国土交通大臣 林 寛



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第20条の5第4項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

MFN － 0138

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

コート紙張／酢酸ビニル樹脂系エマルション形接着剤塗／普通合板

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

別 添

1. 材料名

コート紙張／酢酸ビニル樹脂系エマルション形接着剤塗／普通合板

2. 申請仕様の形状・寸法等

申請仕様の形状・寸法等を表 1 に示す。

表 1 申請仕様の形状・寸法等

項 目	申 請 仕 様
形状	平板
表面の形状	平滑又はエンボス*
厚さ	2.5～30mm
大きさ	最大 1230 × 5000 mm
密度	550±50kg/m ³
表面化粧	片面または両面

*表面に微細な凹凸加工を施したもの

3. 申請仕様の材料構成

申請仕様の材料構成を表2に示す。

表2 申請仕様の材料構成

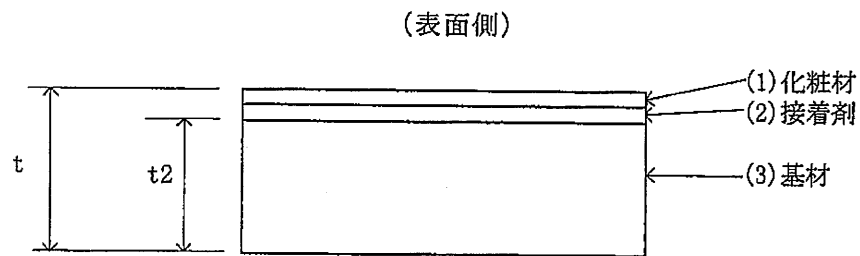
項目	申請仕様
(1)化粧材	材質：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない以下に示す材料のうち、①の単体、もしくは①および②の組合わせ。 ①紙：次に示すイ)～ニ)の1つまたは組合わせ イ) コート紙 ロ) ポリサンド紙 ハ) クラフト紙 ニ) 強化紙：1) ～4) のいずれか一つを含浸したもの 1) アクリル樹脂 2) エポキシ樹脂 3) ポリアミド樹脂 4) アクリルアミド樹脂 ②樹脂(プラスチック)： 次に示すイ)～ト)の1つまたは組合わせ イ) ポリエチレン ロ) ポリプロピレン ハ) オレフィン ニ) ポリスチレン ホ) ポリエステル ヘ) ウレタン ト) ポリエチレンテレフタレート(PET) 形状：フィルム状又はシート状 質量：23～250g/m² 印刷：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない材料による単色もしくは柄模様。 構成：紙の単層もしくは(2)接着剤又は熱圧着による紙／樹脂、紙／樹脂／紙との積層。
(2)接着剤	種類：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない次に示す接着剤（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤、メチロール基含有モノマー及びロンガリット系触媒のいずれも使用していないもの）：①～⑥の1つ又は混合 ①酢酸ビニル樹脂系エマルション形接着剤 ②ウレタン樹脂系接着剤 ③ビニル共重合樹脂系エマルション形接着剤 ④ゴム系ラテックス系接着剤 ⑤アクリル樹脂系エマルション形接着剤 ⑥エチレン-酢酸ビニル系エマルション形接着剤 塗布量（処理時）：30～150g/m²

つづき

(3) 基材	材質：次に示す合板のいずれか1つ。 ①JAS 合板-2003に規定された普通合板に基づく、F☆☆☆の格付表示された②に示す仕様のもの。 ②JAS 普通合板-2000に基づく、Fc0の格付け表示された次に示す仕様のもの。 厚さ：2.5～30mm 密度：550±50kg/m³ 接着剤：次に示す接着剤：イ)～ハ)のいずれか イ) ユリア樹脂接着剤 ロ) ユリア-メラミン共縮合樹脂接着剤 ハ) 第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない次に示す接着剤（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤、メチロール基含有モノマー及びロンガリット系触媒のいずれも使用しないもの）：イソシアネート樹脂接着剤 単位体積あたりの接着剤固形量： 最大量 厚さ2.5mmで102kg/m³ ～ 最小量 厚さ30mmで35kg/m³ 単板積層数：2.5～5mm 3～5層、5.5～14mm 3～9層 15～20mm 7～15層、21～30mm 11～15層 ③次の仕様のもの。 厚さ：2.5～30mm 樹種：ラワンなどの南洋材 密度：550±50kg/m³ 接着剤：次に示す接着剤：イ)～ハ)のいずれか イ) ユリア樹脂接着剤 ロ) ユリア-メラミン共縮合樹脂接着剤 ハ) 第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない次に示す接着剤（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤、メチロール基含有モノマー及びロンガリット系触媒のいずれも使用しないもの）：イソシアネート樹脂接着剤 単位体積あたりの接着剤固形量： 最大量 厚さ2.5mmで102kg/m³ ～ 最小量 厚さ30mmで35kg/m³ 単板積層数：2.5～5mm 3～5層、5.5～14mm 3～9層 15～20mm 7～15層、21～30mm 11～15層
---------------	--

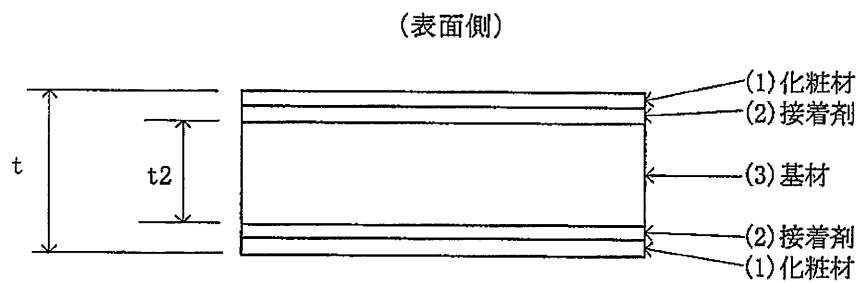
4. 申請仕様の断面図

申請仕様の断面図を図 1 及び図 2 に示す。



t : 2.5mm 以上 30.0mm 以下
 $t2$: 2.5mm 以上 30.0mm 以下

片面化粧
 図 1 断面図



t : 2.5mm 以上 30.0mm 以下
 $t2$: 2.5mm 以上 30.0mm 以下

両面化粧
 図 2 断面図



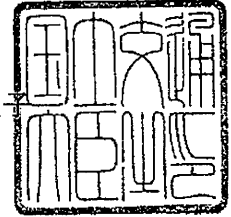
認 定 書

国 住 指 第 5 7 4号
平成15年6月16日

大建工業株式会社

代表取締役社長 井邊博行 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第20条の5第4項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

MFN － 0139

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

ポリエチレンテレフタレートフィルム張／ウレタン変成ビニル系
エマルジョン形接着剤塗／普通合板

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

1. 材料名

ポリエチレンテレフタレートシート張／ウレタン変成ビニル系エマルジョン形接着剤塗／普通合板

2. 申請仕様の形状・寸法等

申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1 申請仕様の形状・寸法等

項 目	申 請 仕 様
形状	平板
表面の形状	平滑、曲面又はエンボス*
厚さ	片面化粧：2.25～36.2mm 両面化粧：2.3～36.4mm
大きさ	最大 1230 × 5000 mm
密度	550±50kg/m ³
表面化粧	片面または両面

*表面に微細な凹凸加工を施したもの

3. 申請仕様の材料構成

申請仕様の材料構成を表2に示す。

表2 申請仕様の材料構成

項 目	申 請 仕 様
(1)化粧材	材質：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない次に示す化粧材。 樹脂フィルム 次に示すイ)～リ)の1つまたは組み合わせ イ) ポリエチレン ロ) ポリプロピレン ハ) オレフィン ニ) ポリスチレン ホ) ポリエチレンテレフタレート(PET) ヘ) グリコール変成ポリエチレンテレフタレート(PET-G) ト) ポリエステル チ) 塩化ビニル リ) アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン(ASB) 厚さ：0.1～0.2mm (ただし、ホ) ポリエチレンテレフタレート(PET)は、0.05～0.2mm) 印刷：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散材料に該当しない材料による単色もしくは柄模様

つづき

(2) 接着剤	種類：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない次に示す接着剤（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤、メチロール基含有モノマー及びロンガリット系触媒のいずれも使用していないもの）：①～⑧の1つまたは組み合わせ ①酢酸ビニル樹脂系エマルション形接着剤 ②ビニル共重合樹脂系エマルション形接着剤 ③ゴム系ラテックス形接着剤 ④エポキシ樹脂系接着剤 ⑤ウレタン樹脂系接着剤 ⑥ホットメルト形接着剤 ⑦水性高分子-イソシアネート系接着剤 ⑧ウレタン変成ビニル系エマルション系接着剤 塗布量（処理時）：80～150g/m²
---------	--

つづく

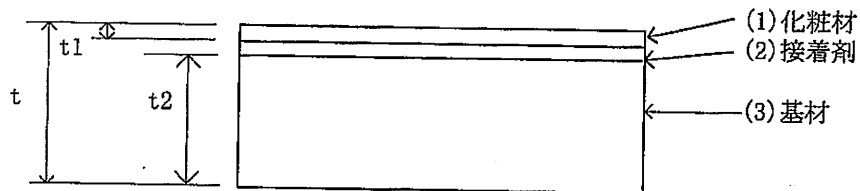
つづき

(3) 基材	材質：次に示す合板のいずれか1つ。ただし、(1)化粧材にホ) ポリエチレンテレフタレート(PET)を用いる場合、合板厚さは5.5mm～36mm ①JAS 合板-2003に規定された普通合板に基づく、F☆☆☆の格付表示された②に示す仕様のもの。 ②JAS 普通合板-2000に基づく、Fc0の格付け表示された次に示す仕様のもの。 厚さ：2.2～36mm 密度：550±50kg/m³ 接着剤：次に示す接着剤：イ)～ハ)のいずれか イ) ユリア樹脂接着剤 ロ) ユリア-メラミン共縮合樹脂接着剤 ハ) 第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない次に示す接着剤（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤、メチロール基含有モノマー及びロンガリット系触媒のいずれも使用しないもの） ：イソシアネート樹脂接着剤 単位体積あたりの接着剤固形量： 最大量 厚さ2.2mmで104kg/m³ ～ 最小量 厚さ36mmで35kg/m³ 単板積層数：2.2～5mm 3～5層、5.5～14mm 3～9層 15～20mm 7～15層、21～36mm 11～15層 ③次の仕様のもの。 厚さ：2.2～36mm 樹種：ラワンなどの南洋材 密度：550±50kg/m³ 接着剤：次に示す接着剤：イ)～ハ)のいずれか イ) ユリア樹脂接着剤 ロ) ユリア-メラミン共縮合樹脂接着剤 ハ) 第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない次に示す接着剤（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤、メチロール基含有モノマー及びロンガリット系触媒のいずれも使用しないもの） ：イソシアネート樹脂接着剤 単位体積あたりの接着剤固形量： 最大量 厚さ2.2mmで104kg/m³ ～ 最小量 厚さ36mmで35kg/m³ 単板積層数：2.2～5mm 3～5層、5.5～14mm 3～9層 15～20mm 7～15層、21～36mm 11～15層
--------	---

4. 申請仕様の断面図

申請仕様の断面図を図1及び図2に示す。

(表面側)



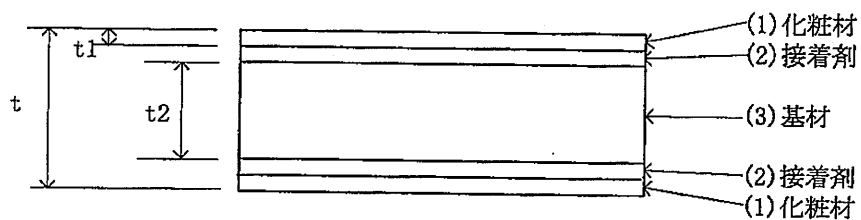
t : 2.25mm 以上 36.2mm 以下

t_1 : 0.05mm 以上 0.20mm 以下

t_2 : 2.2mm 以上 36mm 以下

片面化粧

図1 断面図



t : 2.3mm 以上 36.4mm 以下

t_1 : 0.05mm 以上 0.20mm 以下

t_2 : 2.2mm 以上 36mm 以下

両面化粧

図2 断面図



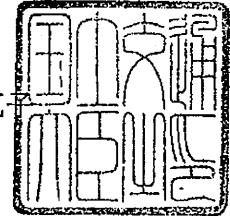
認 定 書

国 住 指 第 5 7 8号
平成15年6月16日

大建工業株式会社

代表取締役社長 井邊博行 様

国土交通大臣 林 寛



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第20条の5第4項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

MFN － 0143

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

オレフィンフィルム張/酢酸ビニル樹脂系エマルション形接着剤
塗/MDF

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

1. 材料名

オレフィンフィルム張／酢酸ビニル樹脂系エマルション形接着剤塗／MDF

2. 申請仕様の形状・寸法等

申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1 申請仕様の形状・寸法等

項 目	申 請 仕 様
形状	平板又は曲面
表面の形状	平滑又はエンボス*
厚さ	片面化粧：2.57～30.2mm 両面化粧：2.64～30.4mm
大きさ	最大 1230×5000mm
密度	450 (0,-80) ～720 (+80,0) kg/m ³
表面化粧	片面または両面

*表面に微細な凹凸加工を施したもの

3. 申請仕様の材料構成

申請仕様の材料構成を表2に示す。

表2 申請仕様の材料構成

項 目	申 請 仕 様
(1)化粧材	材質：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない次の樹脂（プラスチック）フィルム。 イ）～リ）の1つまたは組み合わせ。 イ）ポリエチレン ロ）ポリプロピレン ハ）オレフィン ニ）ポリスチレン ホ）ポリエチレンテレフタレート(PET) ヘ）PET-G（グリコール変性PET） ト）ポリエステル チ）塩化ビニル リ）アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン（ABS） 厚さ：0.07～0.20mm 印刷：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散材料に該当しない材料による単色もしくは柄模様。

つづき

(2) 接着剤	種類：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない次に示す接着剤（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤、メチロール基含有モノマー及びロンガリット系触媒のいずれも使用していないもの）：①～⑧の1つまたは組み合わせ ①酢酸ビニル樹脂系エマルション形接着剤 ②ビニル共重合樹脂系エマルション形接着剤 ③ゴム系ラテックス形接着剤 ④エポキシ樹脂系接着剤 ⑤ウレタン樹脂系接着剤 ⑥ホットメルト形接着剤 ⑦水性高分子-イソシアネート系接着剤 ⑧ウレタン変成ビニル系エマルション系接着剤 塗布量（処理時）：55g/m²以上 150g/m²以下
---------	---

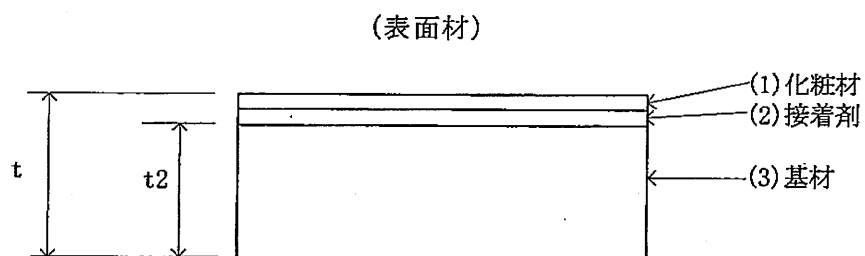
つづく

つづき

(3) 基材	材質：次に示すミディアムデンシティーファイバーボード（以下MDFという）のいずれか1つ。 ①JIS A5905：2003（繊維板）に基づくF☆☆☆の表示で②に示す仕様のもの。 ②JIS A5905：1994（繊維板）に基づくE0表示で次の仕様のもの。 厚さ：2.5～30mm 密度：450（0,-80）～720（+80,0）kg/m³ 接着剤：次に示す接着剤：イ）～ハ）のいずれか イ）ユリア樹脂接着剤 ロ）ユリア-メラミン共縮合樹脂接着剤 ハ）第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない次に示す接着剤（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤、メチロール基含有モノマー及びロンガリット系触媒のいずれも使用しないもの） ：イソシアネート樹脂接着剤 単位体積あたりの接着剤固形量： 最大量 厚さ2.5mmで200kg/m³ ～最小量 厚さ30mmで53kg/m³ ③次の仕様のもの。 厚さ：2.5～30mm 樹種：ラワンなどの南洋材 密度：450（0,-80）～720（+80,0）kg/m³ 接着剤：次に示す接着剤：イ）～ニ）のいずれか イ）ユリア樹脂接着剤 ロ）ユリア-メラミン共縮合樹脂接着剤 ハ）第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない次に示す接着剤（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤、メチロール基含有モノマー及びロンガリット系触媒のいずれも使用しないもの） ：イソシアネート樹脂接着剤 ニ）イ）とハ）の混合 混合割合：ユリア樹脂接着剤 95質量% イソシアネート樹脂接着剤 5質量% 単位体積あたりの接着剤固形量： 最大量 厚さ2.5mmで200kg/m³ ～最小量 厚さ30mmで53kg/m³
--------	---

4. 申請仕様の断面図

申請仕様の断面図を図1及び図2に示す。

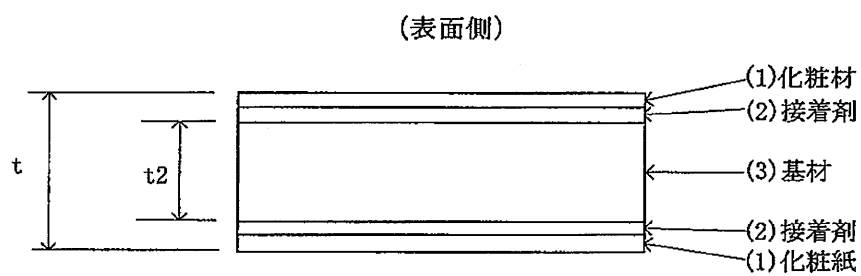


t : 2.57mm 以上 30.2mm 以下

t2 : 2.5mm 以上 30.0mm 以下

片面化粧

図1 断面図



t : 2.64mm 以上 30.4mm 以下

t2 : 2.5mm 以上 30.0mm 以下

両面化粧

図2 断面図